報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成30年３月５日
消防庁

消防法施行規則等の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募

消防庁は、消防法施行規則等の一部を改正する省令（案）等の内容について、平成30年３月６日から平成30年４月４日までの間、意見を公募します。

１　主な改正内容

住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）の施行等に伴い、及び関係法令の規定に基づき、所要の改正を行うものである。

２　意見公募対象及び意見公募要領

○　意見公募対象

・消防法施行規則等の一部を改正する省令（案）
・非常警報設備の基準の一部を改正する件（案）
・消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）
・消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものの一部を改正する件（案）

○　意見公募要領の詳細については、別紙を御覧ください。

３　意見公募の期限

平成30年４月４日（水）（必着）（郵送についても、公募期間内の必着とします。）

４　今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該省令等を公布する予定です。

（事務連絡先）
消防庁予防課　山中課長補佐、谷口
TEL　03-5253-7523（直通）
FAX　03-5253-7533

消防法施行規則等の一部を改正する省令（案）等について

平 成 ３ ０ 年 ３ 月
消 防 庁 予 防 課

【改正概要】

住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）の施行等に伴い、及び関係法令の規定に基づき、所要の改正を行うものである。

【改正理由】

① 住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）が平成 30 年６月 15 日に施行され、住宅宿泊事業に係る事前の届出が同年３月 15 日に開始されることが決定された（住宅宿泊事業法の施行期日を定める政令（平成 29 年政令第 272 号））。また、旅館業法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 98 号）が平成 28 年４月１日に施行され、客室の最低面積基準が収容定員一人当たり 3.3 ㎡以上とするよう緩和されるとともに、「簡易宿所営業における玄関帳場等の設置について」（平成 29 年 12 月 15 日付け生食発 1215 第３号）において複数の簡易宿所において共同で玄関帳場等を設置する場合の取り扱いについて示された。

これらに伴い、今後共同住宅の一部が、旅館・ホテル等（消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）別表第一（５）項イに掲げる用途をいう。以下同じ。）の用途に供される防火対象物が増加することが想定されることから、こうした防火対象物における消防用設備等の設置基準を合理化する等の改正を行う。

② その他、関係規定について所要の改正を行う。

【内容】

１．消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第６号）の一部改正関係

（１）スプリンクラー設備の設置基準の見直し

11 階建て以上の共同住宅の一部を旅館・ホテル等として利用することで、令別表第一（16）項イ（消防法施行規則第 13 条第１項第２号に規定する小規模特定用途複合防火対象物を除く。以下同じ。）に位置づけられることとなる結果、10 階以下の階の部分にもスプリンクラー設備の設置が義務付けられるが、建物の構造上の条件を満たした場合には、当該部分のスプリンクラー設備の設置を免除できることとする。

（２）誘導灯の設置基準の見直し

共同住宅の一部を旅館・ホテル等として利用することで、令別表第一（16）項イに位置づけられることとなる結果、当該防火対象物全体に誘導灯の設置が義務付けられるが、建物の構造上の条件を満たした場合には、10 階以下の階のうち旅館・ホテル等が存しない階の誘導灯の設置を免除できることとする。

２．特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 17 年総務省令第 40 号）の一部改正関係

令第 29 条の４第１項の規定に基づき、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を設置することができる施設として、新たに共同住宅の一部を旅館・ホテル等として利用する防火対象物を加える。

３．特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）の一部改正関係

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等として特定小規模施設用自動火災報知設備を用いることができる施設に、500 ㎡未満の共同住宅の一部を旅館・ホテル等として利用する防火対象物（旅館・ホテル等の部分が 300 ㎡未満のものに限る。）を加える。

４．非常警報設備の基準（昭和 48 年消防庁告示第６号）の一部改正関係

非常警報設備以外の消防用設備等と同様に、消防法施行規則に規定する視認の性能を満たす表示灯であれば設置することができるよう、規定の整備を行う。

５．消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和 50 年消防庁告示第 14 号）の一部改正関係

現在認められている運転性能の確認に係る点検方法について、新たに内部観察等による点検方法を追加する等の規定の整備を行う。

６．消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するもの（平成 16 年消防庁告示第 14 号）の一部改正関係

必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等のうち、消防設備士でなければ工事又は整備を行ってはならないものを明確化するため、特定小規模施設用自動火災報知設備であって、すべての感知器が無線によって火災信号又は火災情報信号を発信するもので、受信機を設置しないもののうち、中継器を用いるものを新たに規定する。

７．その他

その他所要の規定の整備を行う。

【施行期日】

公布の日

別　紙

意見公募要領

１　意見公募対象

・消防法施行規則等の一部を改正する省令（案）
・非常警報設備の基準の一部を改正する件（案）
・消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）
・消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものの一部を改正する件（案）

２　資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（http://www.e-Gov.go.jp/）の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

３　意見の提出方法

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話等による御意見は御遠慮願います。また、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public）の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：yobo@soumu.go.jp

総務省消防庁予防課あて

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（１）の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

（３）郵送する場合

〒100-8927　東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁予防課あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD－R、CD－RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

（４）FAX を利用する場合

FAX 番号：０３－５２５３－７５３３

総務省消防庁予防課あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。
なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

４　意見提出期間

平成 30 年３月６日（火）から平成 30 年４月４日（水）まで（必着）

※　郵送についても、公募期間内の必着とします。

５　留意事項

・意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予防課にて配布又は閲覧に供します。
・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見公募対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

６　連絡先窓口

総務省消防庁予防課
担　当：谷口
電　話：０３－５２５３－７５２３
ＦＡＸ：０３－５２５３－７５３３
電子メールアドレス：yobo@soumu.go.jp

様式

意　見　書

平成　　年　　月　　日

総務省消防庁予防課　あて

郵便番号：〒
（ふりがな）
住　　所：
（ふりがな）
氏名（注１）　：
電話番号：
電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：

消防法施行規則等の一部を改正する省令（案）等に関し、以下のとおり意見を提出いたします。
（以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。）

注１　法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
注２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

○総務省令第　　号

住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十二条第一項第一号、第三号及び第九号、第二十一条第三項、第二十五条第二項、第二十六条第一項ただし書、第二十九条の四第一項並びに第三十三条の規定に基づき、消防法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年　　月　　日

総務大臣　野田　聖子

消防法施行規則等の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条　消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（スプリンクラー設備を設置することを要しない構造） 第十二条の二　［略］ ［一　略］ 二　［略］ ［イ～ハ　略］ ニ　ハの開口部には、建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備である防火戸（以下「特定防火設備である防火戸」という。）（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであつて、二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。 ［(イ)・(ロ)　略］ ［ホ　略］ ［2・3　略］ （スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等） 第十三条　［略］ 一　令別表第一(六)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項ロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物（同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下この号及び次号、第二十八条の二第一項第四号及び第四号の二並びに同条第二項第三号及び第三号の二において同じ。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次に定めるところにより、十階以下の階に存する同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの十階以下の階 ［イ～ホ　略］ 一の二　令別表第一(六)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項イ及びロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次に定めるところにより、十階以下の階に設置される区画を有するものの十階以下の階（同表(五)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が三千平方メートル以上の防火対象物にあつては、当該部分が存する階を除く。） イ　居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。 ロ　壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあ	（スプリンクラー設備を設置することを要しない構造） 第十二条の二　［同上］ ［一　同上］ 二　［同上］ ［イ～ハ　同上］ ニ　ハの開口部には、建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備である防火戸（以下「特定防火設備である防火戸」という。）（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。 ［(イ)・(ロ)　同上］ ［ホ　同上］ ［2・3　同上］ （スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等） 第十三条　［同上］ 一　令別表第一(六)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項ロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物（同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下この号、第二十八条の二第一項第四号及び同条第二項第三号において同じ。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次に定めるところにより、同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの十階以下の階 ［イ～ホ　同上］ ［新設］

つては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたものであること。

ハ　区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ　ハの開口部には、特定防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであつて、二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

(イ)　随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

(ロ)　居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メート以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ　令別表第一(五)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる用途に供する各独立部分（構造上区分された数個の部分の各部分で独立して当該用途に供されることができるものをいう。）の床面積がいずれも百平方メートル以下であること。

［二　略］

2　［略］

一　［略］

［イ・ロ　略］

ハ　ロの開口部には、特定防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであつて、二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

［(イ)・(ロ)　略］

［ニ　略］

［二　略］

［3　略］

（自動火災報知設備の感知器等）

第二十三条　［略］

［2　略］

3　令第二十一条第三項の総務省令で定める閉鎖型スプリンクラーヘッドは、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令第十二条に規定する式により算出される時間以内で作動するものでなければならない。

［二　同上］

2　［同上］

一　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　ロの開口部には、特定防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

［(イ)・(ロ)　同上］

［ニ　同上］

［二　同上］

［3　同上］

（自動火災報知設備の感知器等）

第二十三条　［同上］

［2　同上］

3　令第二十一条第三項の総務省令で定める閉鎖型スプリンクラーヘッドは、標示温度が七十五度以下で作動時間が六十秒以内のものとする。

［4～9　略］

（避難器具の設置個数の減免）

第二十六条　［略］

［2・3　略］

4　［略］

［一　略］

二　屋上広場に面する窓及び出入口に防火戸が設けられているもので、かつ、当該出入口から避難橋に至る経路は、避難上支障がないものであること。

［三　略］

5　［略］

一　［略］

イ　［略］

ロ　開口部に防火戸を設ける耐火構造の壁又は床で区画されていること。

［ハ～ヘ　略］

［二・三　略］

［6　略］

7　［略］

［一　略］

二　屋上広場に面する窓及び出入口に、防火戸が設けられていること。

［三　略］

（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）

第二十八条の二　［略］

［一～三　略］

四　前三号に掲げるもののほか、令別表第一(十)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項ロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、十階以下の階に存する同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階以外の階（地階、無窓階及び十一階以上の階を除く。）

［イ～ホ　略］

四の二　前各号に掲げるもののほか、令別表第一(十)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項イ及びロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、十階以下の階に設置される区画を有するものの同表(五)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階以外の階（地階、無窓階及び十一階以上の階を除く。）

［4～9　同上］

（避難器具の設置個数の減免）

第二十六条　［同上］

［2・3　同上］

4　［同上］

［一　同上］

二　屋上広場に面する窓及び出入口に特定防火設備である防火戸又は鉄製網入りガラス入り戸が設けられているもので、かつ、当該出入口から避難橋に至る経路は、避難上支障がないものであること。

［三　同上］

5　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

ロ　開口部に特定防火設備である防火戸又は鉄製網入ガラス入りの戸を設ける耐火構造の壁又は床で区画されていること。

［ハ～ヘ　同上］

［二・三　同上］

［6　同上］

7　［同上］

［一　同上］

二　屋上広場に面する窓及び出入口に、特定防火設備である防火戸又は鉄製網入ガラス入りの戸が設けられていること。

［三　同上］

（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）

第二十八条の二　［同上］

［一～三　同上］

四　前三号に掲げるもののほか、令別表第一(十)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項ロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分（地階、無窓階及び十一階以上の階の部分を除く。）

［イ～ホ　同上］

［新設］

イ　居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

ロ　壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたものであること。

ハ　区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ　ハの開口部には、特定防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであつて、二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

(イ)　随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

(ロ)　居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ　令別表第一(五)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

［五　略］

2

［略］

［一・二　略］

三　前二号に掲げるもののほか、令別表第一(十)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項ロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、十階以下の階に存する同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階以外の階（地階、無窓階及び十一階以上の階を除く。）

［イ～ホ　略］

三の二　前各号に掲げるもののほか、令別表第一(十)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項イ及びロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、十階以下の階に設置される区画を有するものの同表(五)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階以外の階（地階、無窓階及び十一階以上の階を除く。）

イ　居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

ロ　壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台そ

［五　同上］

2

［同上］

［一・二　同上］

三　前二号に掲げるもののほか、令別表第一(十)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項ロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される区画を有するものの同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分（地階、無窓階及び十一階以上の階の部分を除く。）

［イ～ホ　同上］

［新設］

の他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたものであること。

ハ　区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ　ハの開口部には、特定防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであつて、二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

(イ)　随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

(ロ)　居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ　令別表第一(五)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

［3　略］

（連結送水管に関する基準の細目）

第三十一条　［略］

［一～四の二　略］

五　［略］

［イ　略］

ロ　日本工業規格G三四四二、G三四四八、G三四五二、G三四五四若しくはG三四五九に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を使用すること。ただし、配管の設計送水圧力（ノズルの先端における放水圧力が〇・六メガパスカル（フォグガン等を使用するものとして消防長又は消防署長が指定する防火対象物にあつては、当該フォグガン等が有効に機能する放水圧力として消防長又は消防署長が指定する放水圧力とする。）以上となるように送水した場合における送水口における圧力をいう。以下この号において同じ。）が一メガパスカルを超える場合には、日本工業規格G三四四八に適合する管、G三四五四に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール四十以上のもの若しくはG三四五九に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール十以上のものに適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を用いなければならない。

ハ　管継手は、次の表の上欄に掲げる種類に従い、それぞれ同表の下欄に定める日本工業規格に適合し、又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものとすること。ただし、配管の設計送水圧力が一メガパスカ

［3　同上］

（連結送水管に関する基準の細目）

第三十一条　［同上］

［一～四の二　同上］

五　［同上］

［イ　同上］

ロ　日本工業規格G三四四二、G三四四八、G三四五二、G三四五四若しくはG三四五九に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を使用すること。ただし、配管の設計送水圧力（ノズルの先端における放水圧力が〇・六メガパスカル（フォグガン等を使用するものとして消防長又は消防署長が指定する防火対象物にあつては、当該フォグガン等が有効に機能する放水圧力として消防長又は消防署長が指定する放水圧力とする。）以上となるように送水した場合における送水口における圧力をいう。以下この号において同じ。）が一メガパスカルを超える場合には、日本工業規格G三四四八若しくはG三四五四に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール四十以上のもの若しくはG三四五九に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール十以上のものに適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を用いなければならない。

ハ　管継手は、次の表の上欄に掲げる種類に従い、それぞれ同表の下欄に定める日本工業規格に適合し、又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものとすること。ただし、配管の設計送水圧力が一メガパスカ

ルを超える場合に用いる管継手は、次に掲げるものその他これらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管継手を用いなければならない。

‖

(イ) フランジ継手にあつては、日本工業規格B二二三九又はB二二二〇に適合する管継手‖のうち呼び圧力十六K以上のものに適合するもの

(ロ) フランジ継手以外の継手にあつては、日本工業規格B二三〇九に適合するもの又はB二三一二若しくはB二三一三（G三四六八を材料とするものを除く。）に適合する管継手のうち呼び厚さでスケジュール四十以上（材料にG三四五九を用いるものにあつては呼び厚さでスケジュール十以上）のものに適合するもの

［表　略］

［二～チ　略］

［六～十　略］

ルを超える場合に用いる管継手には、フランジ継手にあつては日本工業規格B二二三九若しくはB二二二〇に適合する管継手のうち呼び圧力十六K以上のものに適合するもの、フランジ継手以外の継手にあつては日本工業規格B二三一二若しくはB二三一三（G三四六八を材料とするものを除く。）に適合する管継手のうち呼び厚さでスケジュール四十以上（材料にG三四五九を用いるものは、呼び厚さでスケジュール十以上）のものに適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管継手を用いなければならない。

［新設］

［表　同上］

［二～チ　同上］

［六～十　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正）

第二条　特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（用語の意義） 第二条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　特定共同住宅等　令別表第一(五)項ロに掲げる防火対象物及び同表(六)項イに掲げる防火対象物（同表(五)項イ及びロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物（同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物にあっては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下同じ。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、同表(五)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分（構造上区分された数個の部分の各部分で独立して当該用途に供されることができるものをいう。以下同じ。）の床面積がいずれも百平方メートル以下であって、同表(五)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の二分の一以上のものに限る。）であって、火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長官が定める基準に適合するものをいう。 一の二　住戸利用施設　特定共同住宅等の部分であって、令別表第一(五)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものをいう。 一の三　特定住戸利用施設　住戸利用施設のうち、次に掲げる部分で、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第十二条の二第一項又は第三項に規定する構造を有するもの以外のものをいう。 ［イ・ロ　略］ 二　住戸等　特定共同住宅等の住戸（下宿の宿泊室、寄宿舎の寝室及び各独立部分で令別表第一(五)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものを含む。以下同じ。）、共用室、管理人室、倉庫、機械室その他これらに類する室をいう。 ［三～十八　略］ （必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準） 第三条　特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。）において、火災の拡大を初期に抑制する性能（以下「初期拡大抑制性能」という。）を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。 ［表　略］ ２　住戸利用施設において、初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用	（用語の意義） 第二条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　特定共同住宅等　令別表第一(五)項ロに掲げる防火対象物及び同表(六)項イに掲げる防火対象物（同表(五)項ロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物（同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物にあっては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下同じ。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分（構造上区分された数個の部分の各部分で独立して住居その他の用途に供されることができるものをいう。以下同じ。）の床面積がいずれも百平方メートル以下であるものに限る。）であって、火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長官が定める基準に適合するものをいう。 一の二　福祉施設等　特定共同住宅等の部分であって、令別表第一(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものをいう。 一の三　特定福祉施設等　福祉施設等のうち、次に掲げる部分で、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第十二条の二第一項又は第三項に規定する構造を有するもの以外のものをいう。 ［イ・ロ　同上］ 二　住戸等　特定共同住宅等の住戸（下宿の宿泊室、寄宿舎の寝室及び各独立部分で令別表第一(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものを含む。以下同じ。）、共用室、管理人室、倉庫、機械室その他これらに類する室をいう。 ［三～十八　同上］ （必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準） 第三条　特定共同住宅等（福祉施設等を除く。）において、火災の拡大を初期に抑制する性能（以下「初期拡大抑制性能」という。）を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。 ［表　同上］ ２　福祉施設等において、初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設

設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

[略]		[略]	[略]
[略]	[略]		
[略]	[略]	屋内消火栓設備（特定住戸利用施設に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	[略]
	[略]	屋内消火栓設備（特定住戸利用施設に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	[略]
	[略]	屋内消火栓設備（十一階以上の階に設置するもの及び十階以下の階に存する特定住戸利用施設に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	[略]
[略]	[略]	屋内消火栓設備（特定住戸利用施設に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	[略]
	[略]	屋内消火栓設備（特定住戸利用施設に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	[略]
	[略]	屋内消火栓設備（十一階以上の階に設置するもの及び十階以下の階	[略]

備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

[同上]		[同上]	[同上]
[同上]	[同上]		
[同上]	[同上]	屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	[同上]
	[同上]	屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	[同上]
	[同上]	屋内消火栓設備（十一階以上の階に設置するもの及び十階以下の階に存する特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	[同上]
[同上]	[同上]	屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	[同上]
	[同上]	屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	[同上]
	[同上]	屋内消火栓設備（十一階以上の階に設置するもの及び十階以下の階	[同上]

			に存する特定住戸利用施設に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備
［略］	［略］	［略］	屋内消火栓設備（特定住戸利用施設に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備
［略］	［略］	［略］	屋内消火栓設備（十一階以上の階に設置するもの及び十階以下の階に存する特定住戸利用施設に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備
	［略］	［略］	屋内消火栓設備（特定住戸利用施設に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備
		［略］	屋内消火栓設備（十一階以上の階に設置するもの及び十階以下の階に存する特定住戸利用施設に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備

3 ［略］

［一　略］

二　［略］

イ　特定共同住宅等の十一階以上の階及び特定住戸利用施設（十階以下の階に存するものに限

			に存する特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備
［同上］	［同上］	［同上］	屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備
［同上］	［同上］	［同上］	屋内消火栓設備（十一階以上の階に設置するもの及び十階以下の階に存する特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備
	［同上］	［同上］	屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備
		［同上］	屋内消火栓設備（十一階以上の階に設置するもの及び十階以下の階に存する特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備

3 ［同上］

［一　同上］

二　［同上］

イ　特定共同住宅等の十一階以上の階及び特定福祉施設等（十階以下の階に存するものに限

る。）に設置すること。

［ロ～チ　略］

三　［略］

［イ～ホ　略］

へ　住戸利用施設（令別表第一(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下この項において同じ。）に設ける共同住宅用自動火災報知設備にあっては、住戸利用施設で発生した火災を、当該住戸利用施設の関係者（所有者又は管理者をいう。）又は当該関係者に雇用されている者（当該住戸利用施設で勤務している者に限る。）（以下「関係者等」という。）に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。

［ト　略］

四　［略］

［イ～ハ　略］

ニ　住戸利用施設に設ける住戸用自動火災報知設備にあっては、住戸利用施設で発生した火災を、当該住戸利用施設の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。

［ホ・ヘ　略］

［略］

4

一　［略］

イ　二方向避難・開放型特定共同住宅等（十一階以上の部分に限り、特定住戸利用施設を除く。）又は開放型特定共同住宅等（十一階以上十四階以下の部分に限り、特定住戸利用施設を除く。）において、住戸、共用室及び管理人室の壁並びに天井（天井がない場合にあっては、上階の床又は屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台等を除く。）の仕上げを準不燃材料とし、かつ、共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分（開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部（規則第十三条第二項第一号ロの基準に適合するものに限る。）に、特定防火設備である防火戸（規則第十三条第二項第一号ハの基準に適合するものに限る。）が設けられているとき。

ロ　十階以下の階に存する特定住戸利用施設を令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物とみなして同条第二項第三号の二の規定を適用した場合に設置することができる同号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備を当該特定住戸利用施設に同項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該特定住戸利用施設に限る。）。

二　住戸、共用室及び管理人室（住戸利用施設にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該設備の有効範囲内の部分に限る。）　共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備

（必要とされる避難安全支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準）

第四条　特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。）において、火災時に安全に避難することを支援する性能（以下「避難安全支援性能」という。）を主として有する通常用いられる消防用設備等

る。）に設置すること。

［ロ～チ　同上］

三　［同上］

［イ～ホ　同上］

へ　福祉施設等に設ける共同住宅用自動火災報知設備にあっては、福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者（所有者又は管理者をいう。）又は当該関係者に雇用されている者（当該福祉施設等で勤務している者に限る。）（以下「関係者等」という。）に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。

［ト　同上］

四　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　福祉施設等に設ける住戸用自動火災報知設備にあっては、福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。

［ホ・ヘ　同上］

［同上］

4

一　［同上］

イ　二方向避難・開放型特定共同住宅等（十一階以上の部分に限り、福祉施設等を除く。）又は開放型特定共同住宅等（十一階以上十四階以下の部分に限り、福祉施設等を除く。）において、住戸、共用室及び管理人室の壁並びに天井（天井がない場合にあっては、上階の床又は屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台等を除く。）の仕上げを準不燃材料とし、かつ、共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分（開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部（規則第十三条第二項第一号ロの基準に適合するものに限る。）に、特定防火設備である防火戸（規則第十三条第二項第一号ハの基準に適合するものに限る。）が設けられているとき。

ロ　十階以下の階に存する特定福祉施設等を令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物とみなして同条第二項第三号の二の規定を適用した場合に設置することができる同号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備を当該特定福祉施設等に同項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該特定福祉施設等に限る。）。

二　住戸、共用室及び管理人室（福祉施設等にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該設備の有効範囲内の部分に限る。）　共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備

（必要とされる避難安全支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準）

第四条　特定共同住宅等（福祉施設等を除く。）において、火災時に安全に避難することを支援する性能（以下「避難安全支援性能」という。）を主として有する通常用いられる消防用設備等に

	に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。 ［表　略］ 2　住戸利用施設において、避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。 ［表　略］ ［3・4　略］ 5　住戸、共用室及び管理人室（住戸利用施設にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前条第三項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときに限り、当該設備の有効範囲内の部分について、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができる。	代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。 ［表　同上］ 2　福祉施設等において、避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。 ［表　同上］ ［3・4　同上］ 5　住戸、共用室及び管理人室（福祉施設等にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前条第三項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときに限り、当該設備の有効範囲内の部分について、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。		

（特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正）

第三条　特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第百五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（用語の定義） 第二条　［略］ 一　［略］ ［イ・ロ　略］ ハ　ロに掲げる防火対象物以外の令別表第一(十六)項イに掲げる防火対象物（同表(五)項イ及びロに掲げる用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、(五)項イに掲げる用途に供される部分の床面積が三百平方メートル未満のものに限る。）のうち、延べ面積が三百平方メートル以上五百平方メートル未満のもの ［二　略］ 第三条　［略］ ２　［略］ 一　［略］ 二　［略］ ［イ・ロ　略］ ハ　階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの（第二条第一号イ(1)、ロ(1)及びハに掲げる防火対象物の内部に設置されている場合に限る。） ［三　略］ ［３　略］	（用語の定義） 第二条　［同上］ 一　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ［新設］ ［二　同上］ 第三条　［同上］ ２　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの（第二条第一号イ(1)及びロ(1)に掲げる防火対象物の内部に設置されている場合に限る。） ［三　同上］ ［３　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第　　号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二十五条の二第三項の規定に基づき、非常警報設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第六号）の一部を次のように改正する。

平成三十年　　月　　日

消防庁長官　稲山　博司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第三　［略］ 一　［略］ ［㈠～㈣　略］ ㈤　［略］ ［イ～ハ　略］ ニ　［略］ ［(イ)　略］ (ロ)　接点の材質は、次の(1)から(5)までのいずれか又はこれと同等以上の性能を有する材料を用い、外部負荷と兼用しないこと。 (1)　金及び銀の合金 (2)　金、銀及び白金の合金 (3)　白金、金、パラジウム、銀パラジウム合金又はロジウム (4)　〇・三五ニュートン以上の接点圧力となる接点にあっては、銀、銀貼り、銀めっき又は銀酸化カドミウム (5)　(1)から(3)までに掲げるもののいずれかの拡散、貼り、クラッド又はめっき ［ホ～ト　略］ ［二・三　略］ 四　非常ベル及び自動式サイレンの表示灯の材料は、不燃性又は難燃性であること。 ［削る］ ［削る］ ［削る］ ［五　略］	第三　［同上］ 一　［同上］ ［㈠～㈣　同上］ ㈤　［略］ ［イ～ハ　略］ ニ　［略］ ［(イ)　略］ (ロ)　接点は、ＪＩＳ　Ｃ　二五〇九（通信機器用接点材料）の三種又はこれと同等以上の性能を有する材料を用い、外部負荷と兼用しないこと。 ［新設］ ［ホ～ト　同上］ ［二・三　同上］ 四　非常ベル及び自動式サイレンの表示灯の構造及び性能は、次に定めるところによる。 ㈠　材料は、不燃性又は難燃性であること。 ㈡　灯火部分の大きさは、前面投影面積が二十八平方センチメートル以上で、かつ、側面投影面積が前面投影面積の四分の一以上であること。 ㈢　形状は、円形であること。 ［五　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第　　号

平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式）第二及び第四の規定に基づき、昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式）の一部を次のように改正する。

平成三十年　　月　　日

消防庁長官　稲山　博司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
別表第24　［略］	別表第24　［同左］
1　機器点検	1　機器点検
次の事項について確認すること。	次の事項について確認すること。
［(1)～(14)　略］	［(1)～(14)　同左］
(15)　運転性能	(15)　運転性能
無負荷運転を実施し、次に掲げる項目について確認すること。	漏油、異臭、不規則音、異常な振動等がなく、運転が正常であること。
ア　運転状況	［新設］
漏油、異臭、不規則音、異常な振動等がなく、運転が正常であること。	
イ　換気	
給気及び排気の状況が適正であること。	
［(16)～(18)　略］	［(16)～(18)　同左］
2　総合点検	2　総合点検
次の事項について確認すること。	次の事項について確認すること。
［(1)・(2)　略］	［(1)・(2)　同左］
(3)　自家発電装置（原動機と発電機を連結したものをいう。）	［新設］
原動機と発電機の接続部の状況が適正であること。	
(4)　［略］	(3)　［同左］
(5)　［略］	(4)　［同左］
(6)　運転性能	(5)　負荷運転
ガスタービンを原動力とする自家発電設備以外のものについて、次のいずれかにより確認すること。	
ただし、製造年から6年を経過していないもの又はこの点検を実施してから6年を経過していないものであって、運転性能の維持に係る予防的な保全策が講じられている場合を除く。	
ア　負荷運転	ア　運転状況
負荷運転を実施し、漏油、異臭、不規則音、異常な振動、発熱等がなく、運転が正常であることを確認すること。	漏油、異臭、不規則音、異常な振動、発熱等がなく、運転が正常であること。
イ　内部観察等	イ　換気
機器内部の観察、潤滑油や冷却水の成分分析等を実施し、腐食、劣化等がないことを確認すること。	給気及び排気の状況が適正であること。
(7)　［略］	(6)　［同左］
ア　運転切替性能（電力を常時供給する自家発電設備に限る。）	ア　運転切替性能
［略］	［同左］
［イ・ウ　略］	［イ・ウ　同左］

別記様式第24　　（その１）

非常電源（自家発電設備）点検票（設備名　　）					
名　称			防火管理者		㊞
所　在			立会者		㊞
点検種別	機器・総合	点検年月日	年　月　日～　年　月　日		
点検者	資格　番号	点検者所属会社	社名　TEL		
	氏名　㊞		住所		
点検設備名	原動機	製造者名	発電機	製造者名	
		型式等		型式等	

点検項目		点検結果			措置内容
		種別・容量等の内容	判定	不良内容	
機器点検					
設置状況	周囲の状況				
	区画等	キュービクル式 キュービクル式以外			
	水の浸透				
	換気	自然　機械			
	照明				
	標識				
表示					
自家発電装置	原動機・発電機	種類：　/　kW			
	冷却装置　ラジエータ、配管等				
	冷却ファン				
	潤滑油類				
	その他の付属機器類				
始動装置	※始動用蓄電池設備				
	始動用圧縮空気設備　外形				
	空気だめ	MPa　ℓ			
	潤滑油類				
	始動用燃料				

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　種別・容量等などの内容欄は、該当するものについて記入すること。
3　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
5　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
6　票中※印のあるものは、非常電源（蓄電池設備）点検票を添付すること。

別記様式第24　　（その１）

非常電源（自家発電設備）点検票（設備名　　）					
名　称			防火管理者		㊞
所　在			立会者		㊞
点検種別	機器・総合	点検年月日	年　月　日～　年　月　日		
点検者	資格　番号	点検者所属会社	社名　TEL		
	氏名　㊞		住所		
点検設備名	原動機	製造者名	発電機	製造者名	
		型式等		型式等	

点検項目		点検結果			措置内容
		種別・容量等の内容	判定	不良内容	
機器点検					
設置状況	周囲の状況				
	区画等	キュービクル式 キュービクル式以外			
	水の浸透				
	換気	自然　機械			
	照明				
	標識				
表示					
自家発電装置	原動機・発電機				
	冷却装置　ラジエータ、配管等				
	冷却ファン				
	潤滑油類				
	その他の付属機器類				
始動装置	※始動用蓄電池設備				
	始動用圧縮空気設備　外形				
	空気だめ	MPa　ℓ			
	潤滑油類				
	始動用燃料				

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　種別・容量等などの内容欄は、該当するものについて記入すること。
3　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
5　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
6　票中※印のあるものは、非常電源（蓄電池設備）点検票を添付すること。

別記様式第24　　非常電源（自家発電設備）（その２）

制御装置	周囲の状況			
	発電機盤			
	自動始動盤			
	補機盤			
	電源表示灯			
	表示灯			
	開閉器・遮断器			
	ヒューズ類	A		
	継電器			
保護装置				
計器類				
燃料容器等	外形			
	燃料貯蔵量	種類　　ℓ		
冷却水タンク	外形			
	水量	ℓ		
排気筒	周囲の状況			
	外形			
	貫通部			
配管				
結線接続				
接地				
始動性能				
運転性能	運転状況			
	換気			
停止性能	手動停止			
	自動停止			
耐震措置				
予備品等				

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　2　種別・容量等などの内容欄は、該当するものについて記入すること。
　　3　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
　　4　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
　　5　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
　　6　表中※印のあるものは、非常電源（蓄電池設備）点検票を添付すること。

別記様式第24　　非常電源（自家発電設備）（その２）

制御装置	周囲の状況				
	発電機盤				
	自動始動盤				
	補機盤				
	電源表示灯				
	表示灯				
	開閉器・遮断器				
	ヒューズ類	A			
	継電器				
保護装置					
計器類					
燃料容器等	外形				
	燃料貯蔵量	種類　　ℓ			
冷却水タンク	外形				
	水量	ℓ			
排気筒	周囲の状況				
	外形				
	貫通部				
配管					
結線接続					
接地					
始動性能					
運転性能					
停止性能	手動停止				
	自動停止				
耐震措置					
予備品等					
総合点検					
接地抵抗		種　　Ω			

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　2　種別・容量等などの内容欄は、該当するものについて記入すること。
　　3　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
　　4　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
　　5　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
　　6　表中※印のあるものは、非常電源（蓄電池設備）点検票を添付すること。

別記様式第24　　非常電源（自家発電設備）（その３）

総合点検					
接地抵抗		種　Ω			
絶縁抵抗		MΩ			
自家発電装置					
始動装置	※始動用蓄電池設備				
	始動用空気圧縮設備	ℓ			
	始動補助装置				
保護装置					
※※運転性能	負荷運転	kW			
	内部観察等				
切替性能	運転切替性能				
	※蓄電池切替性能				
	始動用燃料切替性能				

備考	
	電気主任技術者　　氏名及び番号 最終実施年月　（　　年　　月）

測定機器	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　種別・容量等などの内容欄は、該当するものについて記入すること。
3　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
5　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
6　罫中※印のあるものは、非常電源（蓄電池設備）点検票を添付すること。
7　罫中※※印のあるものは、当該点検項目の最終実施年月を備考欄に記入し、運転性能の維持に係る予防的な保全措置を講じている場合は、当該措置を講じていることを示す書類を添付すること。

別記様式第24　　非常電源（自家発電設備）（その３）

絶縁抵抗		MΩ			
始動装置	※始動用蓄電池設備				
	始動用空気圧縮設備	ℓ			
	始動補助装置				
保護装置					
負荷運転	運転状況				
	換気	最終室温　℃			
切替性能	運転切替性能				
	※蓄電池切替性能				
	始動用燃料切替性能				

備考	
	電気主任技術者　　氏名及び資格

測定機器	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　種別・容量等などの内容欄は、該当するものについて記入すること。
3　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
5　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
6　罫中※印のあるものは、非常電源（蓄電池設備）点検票を添付すること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である　。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第　　号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、平成十六年消防庁告示第十四号（消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するもの）の一部を次のように改正する。

平成三十年　　月　　日

消防庁長官　稲山　博司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第二　［略］ 一　［略］ ［㈠～㈤　略］ ㈥　特定小規模施設用自動火災報知設備（すべての感知器が無線によって火災信号又は火災情報信号を発信するものであって、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成二十年消防庁告示第二十五号。以下「告示」という。）第二第五号ただし書の規定により受信機を設置しないもの（告示第二第二号の規定に基づき、中継器を設置するものを除く。）を除く。第三第一号㈥において同じ。） ［㈦・㈧　略］ 二　特殊消防用設備等　消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第三十一条の三の二の規定に基づき設備等設置維持計画に記載する事項から判断して、令第三十六条の二第一項各号に掲げる消防用設備等に類すると認められるもの ［削る］ ［削る］ ［削る］ 第三　［略］ 一　［略］ ［㈠～㈧　略］ 二　特殊消防用設備等　規則第三十一条の三の二の規定に基づき設備等設置維持計画に記載する事項から判断して、令第三十六条の二第二項各号に掲げる消防用設備等に類すると認められるもの ［削る］ ［削る］ ［削る］	第二　［同上］ 一　［同上］ ［㈠～㈤　同上］ ㈥　特定小規模施設用自動火災報知設備（すべての感知器が無線によって火災信号又は火災情報信号を発信するものであって、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成二十年消防庁告示第二十五号）第二第五号ただし書の規定により受信機を設置しないものを除く。第三第一号㈥において同じ。） ［㈦・㈧　同上］ 二　特殊消防用設備等　次の㈠から㈢に掲げるもの ㈠　ドデカフルオロ―二―メチルペンタン―三―オンを消火剤とする消火設備 ㈡　加圧防煙設備 ㈢　火災による室内温度上昇速度を感知する感知器を用いた火災報知設備 第三　［同上］ 一　［同上］ ［㈠～㈧　同上］ 二　特殊消防用設備等　次の㈠から㈢に掲げるもの ㈠　ドデカフルオロ―二―メチルペンタン―三―オンを消火剤とする消火設備 ㈡　加圧防煙設備 ㈢　火災による室内温度上昇速度を感知する感知器を用いた火災報知設備

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。